

林業経営支援対策事業

(農林漁業信用基金出資金・林業信用保証事業交付金)

【 7 , 7 6 2 百万円 】

事業のポイント

間伐の実施や間伐材の利用促進等のための資金、木材安定供給体制の維持等に係る資金を林業者・木材産業者が円滑に調達できるよう、(独)農林漁業信用基金の無担保保証枠を拡大するための出資を行います。

また、(独)農林漁業信用基金の代位弁済が急増する中で、保証料を据え置き、林業者・木材産業者の負担軽減を図るため、交付金を交付します。

(林業・木材産業信用保証の現状)

- ・平成19年度の保証実績は件数は1,776件であり、保証引受額は398億円です。
- ・一般保証の保証の範囲は80%であり、無担保の限度額は3,000万円です。
- ・保証限度額は個人の場合1億円、会社の場合2億円、組合の場合4億円です。

政策目標

林業者・木材産業者の円滑な資金調達のためのセーフティネットの充実

< 内容 >

1. 間伐の実施や利用の促進等に必要な資金の円滑化のための支援

間伐の実施、間伐材や地域材の利用促進、木材の安定供給等に必要となる資金調達の円滑化を図るため、(独)農林漁業信用基金において無担保保証枠を拡大(246億円)するため、政府から(独)農林漁業信用基金に対して出資します。

2. 保証利用者の負担を軽減するための支援

林業・木材産業においても倒産が増加し、(独)農林漁業信用基金の代位弁済額が急増する中で、林業者・木材産業者の負担がこれ以上増えないよう、保証料率を現行の水準に維持するための交付金を(独)農林漁業信用基金に対して交付します。

< 交付・出資先 >

独立行政法人農林漁業信用基金

< 平成21年度要求額 >

- (1) 出資金 4,917百万円
- (2) 交付金 2,845百万円

[担当課:林野庁企画課 (0 3 - 3 5 0 2 - 8 0 3 7 (直))]